

## 裁定申請手数料

区分	内訳	単位	金額
①地域福利増進事業のための特定所有者不明土地の土地等使用権等取得に係る手数料  ②地域福利増進事業のための特定所有者不明土地の土地等使用権の存続期間延長に係る手数料  ③収用又は使用の裁定申請手数料（土地収用法の特例）	損失の補償金の見積額が10万円以下の金額	1件	27,000円
	見積額が10万円を超え、100万円以下の金額	1件	5万円に達するごとに2,700円を加えた額
	見積額が100万円を超え、500万円以下の金額	1件	10万円に達するごとに3,400円を加えた額
	見積額が500万円を超え、2,000万円以下の金額	1件	100万円に達するごとに3,500円を加えた額
	見積額が2,000万円を超え、1億円以下の金額	1件	400万円に達するごとに4,800円を加えた額
	見積額が1億円を超える金額	1件	0円